

【資料 1】

奄 美 大 島 海 区
漁業調整委員会資料
令和 4 年 9 月 26 日

【議題 1】

令和 5 年の漁業権一斉切替に係る漁場計画の
樹立方針について（協議）

令和元年度漁業政策に係る漁場計画樹立方針 共同漁業・定置漁業・区画漁業

漁場計画とは、水産からの切替に関する補助金、漁業及び関係関係等に基づき、水面の総利用による漁業生産力の維持・発展と漁業関係者から今後5年・10年間の長期展望を立ち、次の点に留意しながら、地域おける漁業と漁場利用の現状を踏まえ、樹立する。

- (1) 裁減漁業の調正
- (2) 資源管理漁業の促進の調正
- (3) 環境配慮した漁業の持続的な生産の確保
- (4) 漁業関係者の合併の調正

1 漁場区域表示について

漁場区域表示とは、緯度・経度を用いた表示とする。

(1) 共同漁業

- ① 第1種共同漁業：陸基の名称を記載するとともに、陸基及び沖合の各点を緯度・経度で標記する。
- ② 第3種共同漁業：緯度・経度で標記した中心点と漁場範囲を表す半径を標記する（※モ・餌付）。

(2) 定置漁業：陸基と漁場利用各点を緯度・経度で標記する。

(3) 区画漁業：漁場利用各点を緯度・経度で標記する。

2 共同漁業

共同漁業とは、漁業関係者が資源の保全・増進、漁場調整等漁場管理が確立されることを目指す。

- (1) 漁場の区域を明示して見守る漁業とする。
- (2) 関係地区を明示して見守る関係地区とする。
- (3) 共有漁業：漁場管理が行使の意思を有し、漁場区域及び関係地区を見守ることとする。

(4) 漁業種別

① 第1種共同漁業

行使意思のない漁業経営者や低コストの資源管理意識の低い漁業は、明示して漁場管理内容が除外。

② 第2種共同漁業

行使意思のない漁業経営者や有するようになった漁業は、漁場管理内容が除外。

③ 第3種共同漁業

行使意思のない漁業は、漁場管理内容が除外。

イ、モ・餌付漁業とは、漁場管理漁場としての機能維持が適正に行われ、他の漁業の調整・整ったものに限る。新規の漁場計画とする。

2 区画漁業権

- (1) 2漁場以上使用な漁場又は行使見込かな漁場は漁場十画枠以内な。
- (2) 漁場区画は必要最低限の漁場区域の漁場画枠内とする。
- (3) 新規漁場として又は地域の漁業振興特に必要ありかつ環境保全及び社会福祉の促進、経営、種苗確保等問題など判断される場合には漁場画枠内とする。
- (4) 魚種養殖に関しては鹿児島県魚種繁殖指導係以下指導係（以下）に基づき漁場画枠内とする。特米海域指導係の特米海域等における原則として漁場画枠内とする。
- (5) 漁場画枠内とする全ての魚種養殖漁場として又は養殖漁場改善促進と持続的養殖生産の確保を図るため、持続的養殖生産確保を基に漁場整備画枠内とする。
- (6) クロゲ養殖について
クロゲ養殖として又は国際的な資源管理の流れを受け、農林水産大臣指定の生産の技術助成等を受け、次の取扱いとする。

- ① クロゲ対象とする区画漁業権は「くろまぐろ」養殖漁業とする。
- ② 公的種苗用たるクロゲ養殖として又は平成何年度の養殖規模、漁場数及び養殖頭数を定めて画内とする。
- ③ 人種苗用たるクロゲ養殖として又は種苗導入画枠の養殖画の発生が確実であるとともに、漁業者が養殖性のある遵守措置を講ずるもののみを画内とする。
- ④ 人種苗用たるクロゲ養殖は次のものを対象とする。
 - ア 人種苗生産用親魚養成
種苗生産用たるクロゲ親魚の養成
 - イ 人種苗用たるクロゲ生産
種苗生産したクロゲ稚魚又は中群養成した人種苗由来のクロゲ成魚を養成し、出荷するまでの養殖

3 定置漁業権

- (1) 2漁場以上使用な漁場及び行使見込かな漁場は漁場十画枠以内な。
- (2) 新規漁場として又は関係諸間で十分補償協議がなされ、内容の調整が図られて、容易に限り、漁場画枠内とする。
- (3) 一の身同社商組合等をもって一系統として画枠内とする。
- (4) クロゲを主たる魚種とする定置用として又は新規養殖を行なう。